府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）を実施するため、産業標準化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業標準化法施行規則の一部を改正する命令

産業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、運輸省令、第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（関係大臣） **第一条**　主務大臣は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる産業標準に関し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。	（関係大臣） **第一条**　主務大臣は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる産業標準に関し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。
（略）　（略） 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項、第四項及び第五項に規定する添加物、器具及び容器包装並びに同法第六十八条第一項により指定されたおもちや　厚生労働大臣及び内閣総理大臣 （略）　（略） ２・３　（略）	（略）　（略） 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項、第四項及び第五項に規定する添加物、器具及び容器包装並びに同法第六十二条第一項により指定されたおもちや　厚生労働大臣 （略）　（略） ２・３　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。